

国民健康保険に加入している人

資格確認書などの発送(更新)について

「マイナ保険証の有無」によって医療機関を受診する際に必要なものをお送りします。
※加入者お一人ずつに、個別で7月下旬までにお届けします。

【マイナ保険証をお持ちの人】

「**資格情報のお知らせ**」が届きます。
※通常はマイナ保険証のみで医療機関を受診できますが、読み取りができなかった場合などには、この「資格情報のお知らせ」をマイナンバーカードと一緒に提示することで受診できます。

<マイナ保険証・資格情報のお知らせ>



【マイナ保険証をお持ちでない人】

「**資格確認書**」が届きます。※8月1日(土)以降にご使用いただけます。



<資格確認書>

限度額適用認定証などの更新について

【マイナ保険証をお持ちの人】

マイナ保険証を利用する場合は、限度額適用認定証の提出は**原則不要**です。マイナンバーカードの読み取りにより、医療機関がその場で限度額情報を確認できるため、申請を行わなくても限度額が自動で適用されます。

【マイナ保険証をお持ちでない人】

現在、お持ちの「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、7月31日(金)です。引き続き必要な人は、8月3日(月)以降に窓口にて更新の申請を行ってください(オンライン申請の場合は右記二次元コードからお手続きください)。

【申請に必要なもの】

- ・来庁する人の本人確認書類(マイナンバーカードなど)
- ・委任状(別世帯の人が申請する場合)

オンライン申請はこちら



☎ 住民課 国保係 ☎ 934-2250 FAX 933-7512(代)

敬老のお祝いについて

老人の日・老人週間に敬老の意を表すため、節目を迎える人を対象に敬老祝金を贈呈します。対象者には、振込口座申出書をお送りします。

なお、令和8年度から支給年齢および支給額を変更しています。

令和8年度対象者

支給年齢	支給対象者生年月日	支給額
88歳	昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	1万円
99歳	昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	1万円
100歳	大正15年4月2日～昭和2年4月1日	3万円
101歳以上	大正15年4月1日以前生まれ	1万円

※令和8年9月1日現在、宇美町に住民登録がある人が対象です。

☎ 健康課 介護・高齢者支援係 ☎ 934-2243 FAX 933-7512(代)

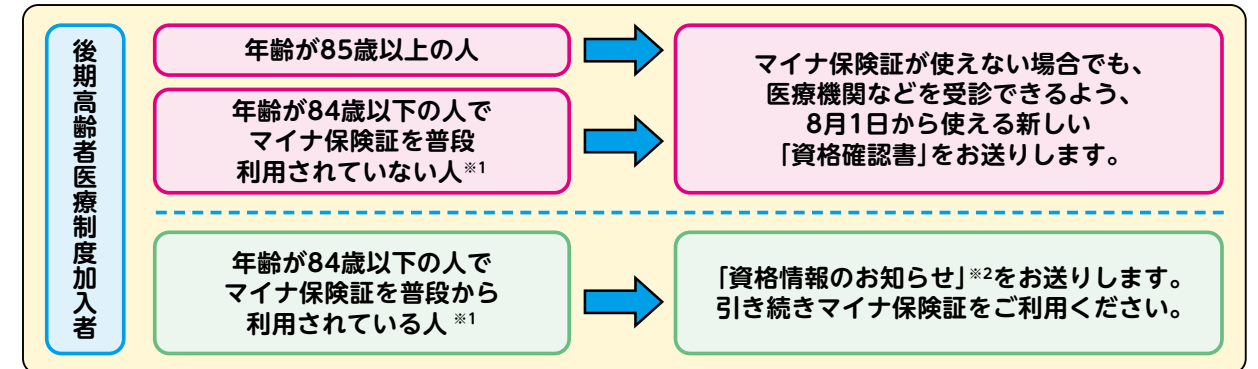
資格確認書などの更新について

後期高齢者医療に加入している人

資格確認書の発送(更新)について

これまでは後期高齢者医療制度に加入する皆さんに、資格確認書を送付していましたが、令和8年8月以降、下表のとおり変更されます。

「**資格確認書**」(**桃色**)、または「**資格情報のお知らせ**」は、7月下旬までにお届けします。届かない場合はお問い合わせください。



※1:マイナ保険証を普段から利用されている人は、以下の条件とともに満たす人です。

- ①過去1年間で6回以上マイナ保険証を利用されている人
- ②概ね直近3か月以内にマイナ保険証を利用されている人

※2:ご自身の被保険者資格を簡単に把握できる、A4サイズのお知らせです。

通常はマイナ保険証のみで医療機関を受診できますが、読み取りができなかった場合などには、この「資格情報のお知らせ」をマイナンバーカードと一緒に提示することで受診できます。

限度額の適用区分の併記について

「**資格確認書**」に**限度額の適用区分を併記**できます。

医療機関を受診する時に、限度額の適用区分が併記された「資格確認書」を提示することで、医療機関での窓口負担を自己負担額までに抑えることができます。

※「資格確認書」に限度額の適用区分の併記を希望される場合は窓口への申請が必要です。

【申請に必要なもの】

- ・資格確認書
- ・来庁する人の本人確認書類(マイナンバーカードなど)
- ・委任状(別世帯の人が申請する場合)

なお、令和8年度の「資格確認書」をお送りする対象の人で、すでに限度額の適用区分が併記された「資格確認書」をお持ちの人には、適用区分が併記された「資格確認書」をお送りします。

また、**マイナ保険証で受診される場合は、手続きなしに医療機関での窓口負担額を自己負担額までに抑えることができます。**

マイナ保険証のメリット

- 過去に処方されたお薬、診療データに基づき、より良い医療が受けられる
- 突然の手術・入院でも高額な支払いが不要になる
- 救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定、搬送先の病院で活用される



☎ 住民課 医療年金係 ☎ 934-2250 FAX 933-7512(代)